

(写)

長門市告示第 134 号

令和 6 年 9 月長門市議会定例会招集告示（令和 6 年長門市告示第 122 号）の付議  
事件に次のとおり追加する。

令和 6 年 9 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 23 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 24 号 財産の取得について（追認）

令和 6 年 9 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

## 目 次

### 議案

第 23 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 24 号 財産の取得について（追認）

議案第 23 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～15 （略） <u>16 第 3 条の規定にかかわらず、市長及び副市長の令和 6 年 10 月分の給料月額については、同条に定める給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を控除した額とする。</u>	附 則 1～15 （略） (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

財産の取得について（追認）

下記のとおり財産を取得したことについて、追認を得たいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

小型動力ポンプ積載車 3 台

2 取得価格

25,410,000 円（うち消費税及び地方消費税額 2,310,000 円）

3 契約日

令和 2 年 6 月 25 日

4 取得の相手方

宇部市大字妻崎開作 762 番地

藤村ポンプ株式会社

代表取締役 藤村 光寛